

## 第 18 号議案

足立区住宅・建築物耐震助成条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 21 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区住宅・建築物耐震助成条例の一部を改正する条例

足立区住宅・建築物耐震助成条例（平成 21 年足立区条例第 26 号）  
の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 3 号中「耐震改修工事。」を「耐震改修工事」に改め、  
同号ただし書を削り、同項第 5 号ア中「木造住宅」を「木造建築物」に  
改め、同号イ中「非木造住宅」を「非木造建築物」に改め、同項第 6 号  
ア中「木造住宅」を「木造建築物」に改め、同号イ中「非木造住宅」を  
「非木造建築物」に改め、同条第 3 項に次のただし書を加える。

ただし、規則で定めるところにより、複数年度にわたる耐震工事等  
に対する助成が承認された場合で、2 年度目以降に助成金の交付を受  
けるときは、この限りでない。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の公布の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間は、第 3 条第  
3 項中「受けるとき」とあるのは「受けるとき又は木造住宅の耐震診  
断に係る助成を受ける場合」と読み替える。

（提案理由）

複数年度にわたって行う耐震工事等につき複数回の助成金を交付でき  
ることとするほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出

いたします。